

キタ歓楽街環境浄化推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「キタ歓楽街環境浄化推進協議会」(以下「本会」という。)と称する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携のもとに、不当な客引き行為、違法広告物、違法な風俗営業などの、歓楽街の環境を悪化させる要因を排除するため、積極的な活動を展開し、誰もが安心して楽しむことができる街キタの実現を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 街の環境を悪化させている要因の排除のための情報を交換して共有する。
- (2) 環境を悪化させている要因の排除のために、自主的な各種の活動を展開する。
- (3) 自治組織の活発な活動と連携を促進する。
- (4) 活動を行うにあたっては、曾根崎警察署及び大阪市北区役所等の関係機関との連携を図る。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 協議会の構成

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した曾根崎警察署管内に事務所等を置く、企業、商店、運営管理会社等の代表をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 常任理事 | 必要数 |

(役員を選任)

第6条 役員は、次の基準により総会において選任する。

- (1) 会長は、常任理事会が推薦する会員の中から選任する。
- (2) 副会長は、会員の中から会長が3名を選任する。
- (3) 常任理事は、会員の中から必要数を選任する。

(任期)

第7条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

2 役員に事故があった場合は、常任理事会において後任を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時は、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、積極的に本会に参加すると共に本会と地域団体との連絡調整を図る。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、兎我野町商店会事務局に置く。

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、常任理事会とし、会長が必要と認める時に召集して開催する。

2 総会及び常任理事会は、会長を議長とする。

(議決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 入会及び脱会

(入会)

第12条 本会に入会しようとする者は、事務局に届け出て、常任理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第13条 会員が、本会の活動に支障があるふさわしくない非行のあった場合は、本会から除名するものとする。

(秘密の保持)

第14条 会員は、本会の活動を通じて知り得た秘密を厳守しなければならない。また、本会を退いた後も同様とする。

附 則

この会則は、平成18年9月4日から施行する。